

川崎市平成24年度第1号5年公債

発 行 要 項

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 2. 発行総額 | 金51億3,300万円 | 株式会社八千代銀行 |
| 3. 発行の目的 | 平成23年度一般会計資金及び公共
用地先行取得等事業特別会計資金 | 株式会社ゆうちょ銀行 |
| 4. 発行日 | 平成24年5月31日 | 株式会社神奈川銀行 |
| 5. 各公債の金額 | 100万円 | 芝信用金庫 |
| | 本公債については、社債、株式等の振
替に関する法律（平成13年法律第
75号）の規定の適用を受けるものと
する。 | 城南信用金庫 |
| 6. 利率 | 年0.277パーセント | 世田谷信用金庫 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | 株式会社東京都民銀行 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 株式会社東日本銀行 |
| 9. 償還の方法及び期限 | | 横浜信用金庫 |
| (1) 本公債の元金は、平成29年3月17日にその全額
を償還する。 | | 14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。 | | 15. 発行代理人及び支払代理人 |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | | 第14号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代
理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお
いてこれを取り扱う。 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | 16. 新証券コード JP214130AC53 |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこ
れをつけ、平成24年9月20日を第1回の支払期
日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月
20日及び9月20日の2回に、各その日までの前
半箇年分を支払う。 | | |
| (2) 発行日の翌日から第1回の支払期日までの期間につ
き利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満
たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって
これを計算する。 | | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。 | | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | | |
| 11. 払込期日 | 平成24年5月31日 | |
| 12. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 13. 総額引受会社 | | |
| | 株式会社横浜銀行 | |
| | 株式会社みずほ銀行 | |
| | 株式会社三井住友銀行 | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 川崎信用金庫 | |

以 上